

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 5 月 19 日

分任支出負担行為担当官
関東財務局千葉財務事務所長 雨宮 徹

記

1. 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名称 平成 29 年度国有建物等解体撤去工事
(習志野市津田沼三丁目)
- (2) 工事場所 千葉県習志野市津田沼三丁目 435-17 外
- (3) 工事内容 「仕様書」のとおり
- (4) 工事期間 自 契約締結日
至 平成 30 年 3 月 9 日
- (5) その他 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(平成 12 年法律第 104 号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 29・30 年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築一式工事」の「B」又は「C」等級に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者であること。
- (4) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第 27 条の 23 に基づく、経営事項審査を受けている者であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号) に基づく更生手続開始の申立てを含む)をしていない者又は民事再生法(平成 11 年法

律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者(再認定後の競争参加資格による。)であること。

- (6) 各省各庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (7) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 入札説明書の配布を受けた者であること。
- (10) 競争に参加するために必要な入札参加申込書を受領期限までに提出し、その審査に合格したものであること。

3. 入札心得書及び契約条項を示す場所

千葉県千葉市中央区椿森 5 丁目 6 番 1 号

関東財務局千葉財務事務所第 2 統括国有財産管理官

4. 入札手続等

(1) 入札説明書・仕様書等の配布及び参加申込み

場 所 千葉県千葉市中央区椿森 5 丁目 6 番 1 号

関東財務局千葉財務事務所第 2 統括国有財産管理官

期 間 平成 29 年 5 月 19 日(金)から

平成 29 年 6 月 5 日(月)まで

(土曜日及び日曜日を除く)

受付時間 午前 9 時 00 分から午前 12 時 00 分

及び午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分

備 考 郵送による入札説明書等の配布は行わない。

原則として CD-R に「電子データ」を複写して交付する。

入札説明書等の交付を受ける者は交付場所へ別添「入札説明書等交付願」を持参する。

(2) 入 札

場 所 千葉県千葉市中央区椿森 5 丁目 6 番 1 号

関東財務局千葉財務事務所 別棟 2 階会議室

日 時 平成 29 年 6 月 16 日(金) 午前 10 時 00 分

(受付午前 9 時 30 分～午前 9 時 55 分)

(3) 開 札

入札締切り後、直ちに同場所で開札する。

(4) 同価の入札

落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該落札者又はその代理人に「くじ」を引かせ、落札者を決定する。「くじ」を引くべき者が応じない場合には、入札執行事務に無関係の職員が代わって「くじ」を引き、落札者を決定する。

5. 競争参加資格の確認

競争参加申込審査において、入札参加資格がないと認めた場合は、平成29年6月7日（水）までに通知する。

6. 現地説明

現地案内を希望する者は下記12に記載の問い合わせ先に必ず連絡すること。

7. 入札の無効

- (1) 競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 工事費内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

8. 入札価格

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。）。

9. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第85条の基準を適用する場合があるので、入札執行責任者は入札の結果を保留する場合がある。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。また、この調査の結果、当該契約に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11. 契約書作成の要否

作成を要する。

12. その他

その他不明な点については、関東財務局千葉財務事務所第2統括国有財産管理官に照会すること。

電話 043-251-7815 (ダイヤルイン)

別添

入札説明書等交付願

平成 29 年 5 月 19 日付入札公告「平成 29 年度国有建物等解体撤去工事（習志野市津田沼三丁目）」について、入札説明書及び対象不動産の資料を交付願います。

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

担 当 者 名

電 話 番 号